

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療広域連合 ☎ 059-221-6883

市民課保険年金係 ☎ ㊟ 1135

保険料について

7月中旬ごろ、後期高齢者医療制度の被保険者のかたに平成29年度の保険料額および納付方法の通知書を送付します。

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、そのかたの所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

保険料

① 所得割額

- 一定以上の年収のあるかたに、年収に応じて負担していただきます。
- 個人の年収に応じて軽減されます。

+

② 均等割額

- 全てのかたに負担していただきます。
(全国平均 年間 45,289円)
- 世帯の所得に応じて軽減されます。

保険料の軽減措置

所得が低い世帯に属するかたは、次の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額などの合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他各種所得がない)	9割	4,387円
33万円以下	8.5割	6,580円
33万円+被保険者数×27万円以下	5割	21,935円
33万円+被保険者数×49万円以下	2割	35,096円

- ・世帯は4月1日(年度途中で資格取得されたかたは資格取得日)時点での判定になります。
- ・65歳以上の年金所得者は、公的年金控除以外に15万円を控除します。
- ・事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

【所得割の軽減】

- ・総所得金額などから33万円を差し引いた額が58万円以下の場合、所得割が**2割軽減**されます。
- ・後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険^{※1}の被扶養者であったかたは、均等割額が**7割軽減**され、所得割額はかかりません。(軽減割合が9割または8.5割に該当するかたは、そちらが適用されます。)

※1 被用者保険…協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合など

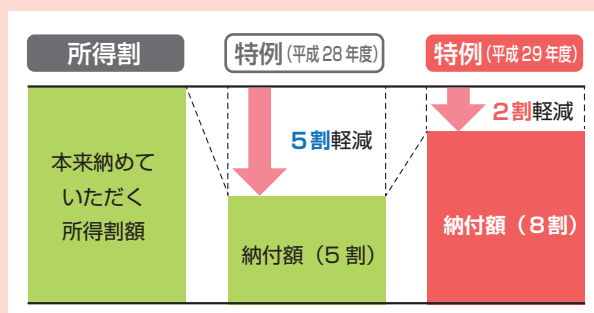
※被用者保険の被扶養者であったかたで軽減措置が行われていない場合は、お知らせください。

75歳以上の方

平成29年4月から保険料の軽減率が変わりました

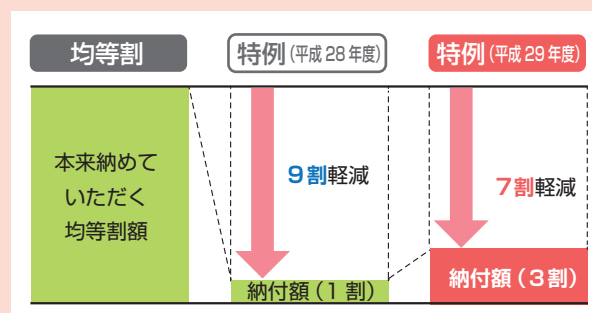
- ① 年金年収約153万円～211万円のかたは所得割の額が**2割軽減**になります。

※年金収入のほかに給与収入や営業所得がある場合、所得金額によっては軽減の対象とならない場合があります。



- ② 元被扶養者で、特定の要件に該当するかたは、均等割の額が**7割軽減**になります。

元被扶養者…75歳になる前日に、家族の会社の健康保険などで被扶養者だったかた





保険料の減免、徴収猶予

災害に遭われた場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難な場合（おおむね生活保護基準に準じる程度の場合）は、申請していただくことで、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができる場合があります。

保険料の徴収方法

・特別徴収

年金からの天引きにより納めていただきます。

・普通徴収

納付書や口座振替により納めていただきます。

※年金の受給額が年額 18 万円未満のかたや、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた 1 回あたりの天引き額が、年金の 1 回あたりの支給額の 2 分の 1 を超える場合は、普通徴収となります。

70 歳以上のみなさん

平成 29 年 8 月から高額療養費の上限額が変わります

高額療養費制度とは…ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払った分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。なお、どの適用部分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証で確認することができます。

平成 29 年 7 月まで

適用区分		外来 (個人ごと)	外来＋入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145 万円以上のかた	44,400 円	80,100 円 ＋(医療費－267,000 円)×1% (多数回 44,400 円※ ²)
一般	課税所得 (※ ¹) 145 万円未満のかた	12,000 円	44,400 円
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入 80 万円以下など)		15,000 円

平成 29 年 8 月から

外来 (個人ごと)	外来＋入院 (世帯ごと)
57,600 円	80,100 円 ＋(医療費－267,000 円)×1% (多数回 44,400 円※ ²)
14,000 円 年間上限 14 万 4,000 円	57,600 円 (多数回 44,400 円※ ²)
8,000 円	24,600 円
	15,000 円

※ 1 世帯収入の合計額が 520 万円未満（1人世帯の場合は 383 万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が 210 万円以下の場合も含まれます。

※ 2 過去 12 か月以内に 3 回以上、上限額に達した場合は、4 回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

保険料免除・猶予制度

経済的な理由などで国民年金の保険料を納付することが困難な場合には、申請をして認められると保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

① 全額免除・一部免除制度

② 納付猶予制度

③ 学生納付特例制度

（平成 28 年 7 月から平成 37 年 6 月まで）② 納付猶予制度の対象者が 30 歳未満から 50 歳未満まで拡大されました。

表のように、保険料の免除が認められると、一定の割合で将来の年金額に反映されます。また、免除・猶予期間は、納付した期間と同様に年金を受給するときに必要な受給資格期間に算入されます。ただし、一部免除の場合は、減額された保険料を納付していることが必要です。

将来受け取る年金額を増額するために、10 年以内であれば免除または猶予された保険料を後から納めることができ

国民年金の保険料の納付が困難なときは

vol.1

市民課保険年金係

☎ 25 1148

伊勢年金事務所

☎ 0596

(27) 3601

保険料免除などと年金給付の関係

	納付	全額免除	一部免除	納付猶予 学生納付特例	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間に算入されるか?)	○ されます	○ されます	△ されます	○ されます	× されません
老齢基礎年金 受給資格期間に 算入されるか?	○ されます	○ されます	△ されます	○ されます	× されません
年金額に反映 されるか?	○ されます	○ ※2分の1が反映 されます	△ ※免除割合に応じて 反映されます	○ されます	× されません

ますが、2 年を過ぎると加算額がつかまうので注意してください。また保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというときに障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。納付が困難なときは①～③の申請をしましょう。